資料６

令和7年7月25日

鳥取県の再犯防止推進事業について

鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 孤独・孤立対策課

１　孤独・孤立対策課について

２　再犯防止推進事業について

鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」により、ヤングケアラー、老々介護、8050問題をはじめとする課題について、地域の絆を活かして対策を行い、孤独・孤立を防ぎ誰一人取り残さない社会をつくる（R5.1.1施行）

本人及び家族・援助者の支援に一体的に取り組む条例は **全国初**

以下について、県・市町村・関係団体等の役割として規定すること等により推進
- ○県民、行政、事業者、関係機関等相互のネットワークの強化
- ○個人情報の必要に応じた関係機関との共有
- ○包括的な支援、制度の狭間の方への対応の充実
- ○支援、相談等を担う人材の育成・確保
- ○必要な各種施策の推進

具体的な施策

■ひきこもりやその家族　ひきこもり状態にある本人や家族等の相談支援に対応するとともに啓発を継続。（平成20年度から「とっとりひきこもり生活支援センター」に委託実施）

■ヤングケアラーの方　令和3年度から児童相談所やLINEでの相談をスタート。オンラインサロンの設置や電話相談体制、SNS上の集いの場の設置など、支援体制を順次拡大。

■再犯防止・更生保護　第2期「鳥取県再犯防止推進計画」を令和5年4月に策定。多くの関係機関や地域と連携し、罪を犯した人が孤立することなく、再び地域社会で生活できる環境を整備。令和7年度からは保護司とも連携した相談事業を開始。

■重層的支援体制整備等の市町村支援　地域住民に対する包括的な支援体制の構築を市町村が円滑に実施できるよう財政面・人材育成等の支援を継続。

条例の具体化のため、福祉保健課地域福祉推進室を改組、県庁内の関連業務を集約し、福祉保健部内に「孤独・孤立対策課」を令和5年7月末に設置。（生活困窮者自立支援、生活保護、再犯防止・更生保護、民生委員、成年後見、ひきこもり、ヤングケアラー等を所掌）

1　孤独・孤立対策課について

2　再犯防止推進事業について

鳥取県の再犯防止推進事業（直接支援）

鳥取県立ハローワークによる出所者等就労支援（R1.9～）	保護司よりそい支援事業（R7.4～）
・県立の無料職業紹介事業（鳥取県立ハローワーク）に、刑務所出所者等の専門就労支援員を1名配置。 ・協力雇用主の開拓や、出所者等と企業とのマッチング等を実施。 ・その他、啓発活動（セミナーの実施）や出所前の受刑者に対しての釈放前就労指導を実施。	・全保護司を対象として、元保護観察対象者等から元担当保護司に相談があり、対応した場合、報告していただき、1回につき定額（3,440円）を支給。 ・満期釈放者等からの相談を受け付け、関係機関につなぐため、各保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」（鳥取、倉吉、米子保護区の3か所）に相談支援窓口を設置。

保護司よりそい支援事業　経緯

- 地域生活定着支援センターは、高齢・障がいのある出所者等の相談支援を行う機関であるが、実態としては対象外の方及びその家族から相談が寄せられることも多く、できる範囲でアドバイス等を行っていた。
- 一般の出所者等に対しては、定着支援センターが行っている伴走型支援を行うことができていないが、一方で出所者等の再犯者数を減少させるためには、出所者等の社会からの孤独・孤立を防ぎ、安定・自立した生活のサポートが必要であり、高齢者や障がい者に限定しない支援体制構築が第2期再犯防止推進計画の策定にあたって課題提起された。

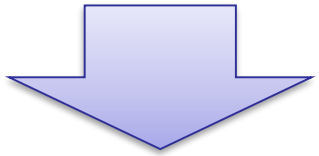

支援体制構築のための検討会の実施へ

- 「高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築にかかる検討会」を令和5年～令和6年にかけて合計6回実施。
- 主な参加機関：鳥取保護観察所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県定着支援センター、鳥取県

検討会の実施

第１回 (R5.6)	相談支援体制案のとりまとめ ①保護司と関係があった出所者等→保護司が相談対応。 ②保護司との関係がなかった出所者等→更生保護サポートセンターが相談対応
第２回 (R5.9)	第１回での案について、現場の保護司会から意見聴取 →概ね同意を得られたが、どのような体制で運営するかは今後詰めていく必要がある。
第３回 (R6.1)	法務省R6予算で保護司への実費弁償金支給制度が創設される情報を入手。 相談支援体制を再構築する必要があることが判明。
第４回 (R6.5)	法務省による保護司実費弁償金支給制度を受けた、支援スキームの再検討。 国の制度では対象外となるもの（例：定期的な近況報告）も孤独・孤立防止、再犯防止に重要であるとし、国のスキームでは支援対象とならないケースも支援していくこととした。
第５回 (R6.7)	対象者等に対する相談支援と国の新制度や既存制度（企画調整保護司への実費弁償金）及び県費による支弁のスキームについて検討。
第６回 (R6.9)	方向性について同意が得られた。 検討会自体は終了したが、R7以降も意見交換会は継続していく（年２回程度）

保護司よりそい支援事業

- 検討会の結果、以下の新規事業の設立に至った

- （R7新）保護司よりそい支援事業　1,960千円（国：1/2、県1/2）

内容	予算
（1）保護観察終了者が元担当保護司に相談した場合、保護司に必要経費の支援を行う。 ・単価3,440円/回　法務省の保護司実費弁償金支給制度と同単価 ・法務省制度では対応できない範囲を対応 ・委託：鳥取県保護司会連合会	1,062千円
（2）満期出所者等からの相談を受け付けるため、保護司会が設置する「更生保護サポートセンター」（鳥取市、倉吉市、米子市の3か所）に相談対応体制を整備する。（人件費、事務費の負担） ・委託：鳥取県保護司会連合会	
（3）その他、支援体制に係る連絡会や周知に係る広報を行う。	898千円

保護司よりそい支援事業における相談者の属性別対応の流れ

①元担当対象者等から(保護司との関係があった保護観察終了後の人など)

かつて担当していた保護観察、生活環境の調整対象であった者又はその家族等(引受人、家族、同居人、雇用主、学校等の関係者)から、元担当対象者の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な相談に応じ、又は援助を実施した場合

元担当保護司

現役保護司に限る

保護観察所、県保護司会連合会(県保連)

・報告書を踏まえ、支援等対応を保護観察所が検討、実施。
・報告に対する費用弁償を保護観察所が国と県対象に仕分け。

【弁償金対応】
保護司実費弁償金の関係通達等と照らし合わせて、支給の可否を検討。支給可能案件については、補導費などほかの実費弁償金同様、四半期単位で保護司個人口座に振り込む。

【県予算】
実費弁償金の支給対象とならなかった案件(既に実費弁償金の支給対象とされたものと同じ相談(2回目以降)、近況報告、定期的な交流など)については、県保護司会連合会と協議の上、元担当対象者等の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な活動と認められる場合、県保連から保護司個人口座に振り込む。(支給単価3,440円※国単価と同額)。

県保護司会連合会(事務全体)

・「元担当対象者等からの相談、支援」のうち弁償金対応とならなかった案件及び「刑務所出所者等に対する相談、支援」案件に係る県予算対応の可否検討と支給事務。
・県事業に係る情報の集約、整理、分析。

【県予算】
実施のための事務局人件費、経費に委託料(県と県保連がまとめて一本で契約締結)

報告書
(法務省様式)
を作成⇒保護観察所へ提出

②刑務所出所者等から(保護司との関係がなかった満期釈放者や保護観察がつかなかった人)

【②−1】
①以外の者から保護司個人への相談

保護司

保護観察所、県保護司会連合会

・報告書を踏まえ、支援等対応を保護観察所が検討、実施。
・報告に対する費用弁償を保護観察所が国と県対象に仕分け。

【県予算】
県保連と協議の上、刑務所出所者等の改善更生及び社会復帰を図る上で必要な活動と認められる場合、県保連から保護司口座に振込み。支給単価3,440円(国単価同額)。

＊企画調整保護司:処遇活動に関する相談への対応などの役割を十分担うことができる保護司の中から保護観察所長により指名され、サポートセンターに駐在

【②−2】
①以外の者から更生保護サポートセンターへの相談

更生保護サポートセンター(鳥取、倉吉、米子)

【県予算】
相談支援窓口とするための経費(運営費、関係機関との連携のための活動経費※単価1,460円)について委託料。

※元担当保護司又は保護司が、サポセンに常駐する企画調整保護司を指名されている場合で、その従事時間中の相談、支援については、企画調整保護司として支給される特殊事務処理費との二重払いにならないよう、別途、保護観察所から対応検討。